

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和8年3月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 事務局（第4条—第8条） 第3章 出先機関 第1節 教育部に属する出先機関（第9条—第14条） 第2節 <u>課に属する出先機関（第15条—第19条）</u> 第4章 教育機関（第20条—第37条） 第5章 補則（第38条） 附則 (機関の区分)	目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 事務局（第4条—第8条） 第3章 出先機関 第1節 教育部に属する出先機関（第9条—第14条） 第2節 削除 第4章 教育機関（第20条—第37条） 第5章 補則（第38条） 附則 (機関の区分)

第3条 前条の機関を次のとおり区分する。 (1)～(3) 略 (4) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。	第3条 前条の機関を次のとおり区分する。 (1)～(3) 略								
第3章 出先機関 (菊川教育支所) 第10条 菊川教育支所の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8)～(16) 略	第3章 出先機関 (菊川教育支所) 第10条 菊川教育支所の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 岡枝学校給食共同調理場の事務処理に関すること。 (9)～(17) 略								
第2節 課に属する出先機関 (名称及び所属) 第15条 課に属する出先機関の名称及び所属は、次の表の左欄及び右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>所属</th></tr> <tr> <td>青年の家</td><td>生涯学習課</td></tr> </table> 第16条 削除 (青年の家) 第17条 青年の家を次のとおり設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>下関市立青年の家</td><td>下関市棕野町一丁目17番1号</td></tr> </table> 第18条 青年の家の所掌事務は、次のとおりとする。	名称	所属	青年の家	生涯学習課	名称	位置	下関市立青年の家	下関市棕野町一丁目17番1号	第2節 削除 第15条から第19条まで 削除
名称	所属								
青年の家	生涯学習課								
名称	位置								
下関市立青年の家	下関市棕野町一丁目17番1号								

- (1) 青年の家の使用に関すること。
 - (2) 施設の運営管理に関すること。
 - (3) 利用者の研修に関すること。
2. 青年の家に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司の命を受け、同表の右欄に掲げる職務を行う。

役付職員	職務
所長	青年の家の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第19条 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立岡枝学校給食共同調理場の設置、下関市立青年の家の指定管理者による管理及びその他所要の条文整理を行うため。

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和8年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前										改正後									
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）									
所 属	職 種	勤 務 時 間	勤務時間の割振り			休憩時 間	週休日	備 考		所 属	職 種	勤 務 時 間	勤務時間の割振り			休憩時 間	週休日	備 考	
			区分	始業時刻	終業時刻								区分	始業時刻	終業時刻				
略	略	略	略	略	略	略	略			略	略	略	略	略	略	略	略		
吉見学校	略	略	略	略	略	略	略			吉見学校	略	略	略	略	略	略	略		
給食共同調理場	略	略	略	略	略	略	略			給食共同調理場	略	略	略	略	略	略	略		
木屋川学校	略	略	略	略	略	略	略			木屋川学校	略	略	略	略	略	略	略		
校給食共同調理場	略	略	略	略	略	略	略			校給食共同調理場	略	略	略	略	略	略	略		

岡枝学校 給食共同 調理場	全職休憩時A 間を除 き、1B 週間当 たり38C 時間45 分	午前7 時45分	午後4 時30分	勤務時 間中に及 び土曜日 1時 とし、そ の制限 は所属 長が定 める。	日曜日	区分の 指定は、 所属長 が行う。
略	略	略	略	略	略	略
滝部学校 給食共同 調理場	略	略	略	略	略	区分の 指定は、 所属長 が行う。
略	略	略	略	略	略	略
彦島図書館 長府図書館 はまゆう 図書館 菊川図書館	略	略	略	略	略	区分の 指定は、 所属長 が行う。

岡枝学校	全職休憩時A	午前7時45分	午後4時30分	勤務時間中に及び土曜日の	区分の
給食共同員	間を除き、1B	午前7時50分	午後4時35分	1時間曜日とし、その	指定は、所属長が行う。
調理場	週間当たり38C	午前8時10分	午後4時55分	は所属長が定める。	
	時間45分	午前8時15分	午後5時00分		
		午前8時30分	午後5時15分		
略	略	略	略	略	略
滝部学校	略	略	略	略	区分の
給食共同調理場	略	略	略	略	指定は、所属長が行う。
略	略	略	略	略	略
彦島図書館	略	略	略	略	区分の
長府図書館	略	略	略	略	指定は、所属長が行う。
はまゆう図書館	略	略	略	略	略
菊川図書館	略	略	略	略	略

[illegible]

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立岡枝学校給食共同調理場の設置、下関市立青年の家の指定管理による管理及びその他所要の条文整理を行うため。

下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。
令和8年3月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会公印規則（平成17年教育委員会規則第110号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1(第4条関係) (一般公印)						別表第1(第4条関係) (一般公印)					
名称	ひな形番号	書体	大きさ (ミリメートル)	使用区分	管理者	名称	ひな形番号	書体	大きさ (ミリメートル)	使用区分	管理者
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
教育委員会教育長印	6の1	略	略	略	略	教育委員会教育長印	6の1	略	略	略	略
						教育委員会教育長印	6の2	古印体	方30	各種賞状用	教育政策課長
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前					改正後						
(専用公印)					(専用公印)						
名称	ひな 形番 号	書体	大きさ (ミリ メー トル)	使用区分	管主 者	名称	ひな 形番 号	書体	大きさ (ミリ メー トル)	使用区分	管主 者
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
青年の家専用 教育委員会教 育長印	36	れい書	方20	青年の家使用許 可 用	青年 の家 所長	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

別表第2(第4条関係)

ひな形番号1

ひな形番号2

ひな形番号3

ひな形番号6の1

員 教 下

会 育 関

印 委 市

員 教 下

会 育 関

印 委 市

員 教 下

会 育 関

印 委 市

教 育 下

長 員 市

印 会 教

ひな形番号7

ひな形番号8

ひな形番号9

ひな形番号10

務 下 関 市 教

代 員 会 育 委

理 会 教 育 長

者 印 職 委

学 校 印

学 校 印

学 校 印

学 校 印

略

ひな形番号32

ひな形番号33

ひな形番号34

ひな形番号35

ひな形番号36

別表第2(第4条関係)

ひな形番号1

ひな形番号2

ひな形番号3

ひな形番号6の1

員 教 下

会 育 関

印 委 市

員 教 下

会 育 関

印 委 市

員 教 下

会 育 関

印 委 市

教 育 下

長 員 市

印 会 教

ひな形番号7

ひな形番号8

ひな形番号9

ひな形番号10

務 下 関 市 教

代 員 会 育 委

理 会 教 育 長

者 印 職 委

学 校 印

学 校 印

学 校 印

学 校 印

略

ひな形番号32

ひな形番号33

ひな形番号34

ひな形番号35

ひな形番号37

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

上記議案を提出する。

令和8年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 課内室等 課内室（分掌規則第4条第3項に規定する課内室をいう。） <u>課に属する出先機関及び教育機関</u>（第5号に規定するもの並びに小学校及び中学校を除く。）をいう。 (8)～(10) 略	(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 課内室等 課内室（分掌規則第4条第3項に規定する課内室をいう。） <u>及び教育機関</u>（第5号に規定するもの並びに小学校及び中学校を除く。）をいう。 (8)～(10) 略
第11条 略 2 課内室、<u>課に属する出先機関の長</u>、教育機関の長及び前項の代決者がともに不在のときは、前項の代決者の代決者の直近下位の職位にある主管の職員（主査以下）の順位にある職員を除く。	第11条 略 2 課内室、教育機関の長及び前項の代決者がともに不在のときは、前項の代決者の直近下位の職位にある主管の職員（主査以下の順位にある職員を除く。）の順位にある職員を除く。

下の順位にある職員を除く。)がその事務を代決する。

3 略

く。)がその事務を代決する。

3 略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

下関市教育委員会事務分掌規則の改正に伴い、所要の条文整理を行うため。